

資料9

平成30年11月15日
総務部経理用地課

指名停止措置等について

平成30年7月1日から平成30年11月2日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為		
3 契約履行成績不良等		
4 契約履行上の事故		
5 契約違反	1	3
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為		
9 その他不正な行為		
計	1	3

2 指名停止一覧(平成30年7月1日～平成30年11月2日)

No.	商号または名称	指名停止期間		指名停止理由	区分	種別	
1	昇和建设株式会社	平成30年11月2日から	平成31年8月1日まで	(9か月)	5 契約違反 契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるため。	区内	工事 物品
2	株式会社鈴木工務店	平成30年11月2日から	平成31年8月1日まで	(9か月)	5 契約違反 契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるため。	区内	工事
3	山一建設株式会社	平成30年11月2日から	平成31年8月1日まで	(9か月)	5 契約違反 契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるため。	区内	工事